

## 平成30年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年9月20日（火曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

会計管理者 市川清美 教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行

代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午後8時04分

(午後 1 時30分 開議)

**議長（西藤 努君）** 改めまして、皆さんこんにちは。当月定例議会、会期も本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

これから本日 9 月20日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影及び信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 議案第43号～日程第24 認定第10号

**議長（西藤 努君）** 日程第 1 議案第43号 立科町公共施設等整備基金条例制定についてから、日程第24 認定第10号 平成29年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの24件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び決算特別委員会に付託し、審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森本信明総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8 番 森本 信明君 登壇〉

**8 番（森本信明君）** 8 番、森本です。

それでは、立科町議会総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件については、審査経過の中で申し上げたいと思います。

審査経過、本委員会は、9 月 6 日に付託された標記案件を審査するため、9 月13日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

（1）議案第43号 立科町公共施設等整備基金条例制定について

原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第44号 立科町電動車両用急速充電器管理条例制定について

道の駅「女神の里たてしな」に設置する電動車両用急速充電器の管理に関する条例との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

本年度行う大規模改修等工事後のリニューアルオープンにあわせ、権現の湯施設改修等検討会議からの意見書をもとに検討し、改修費など投資の回収を除外した営業収支の黒字化を経営的な目標とする使用料の引き上げについての改正であるとの説明を受けました。施設改修による利便性の向上のみだけでなく、サービスの向上にも努め

ることを要望し、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第46号 平成30年度立科町一般会計補正予算(第3号)について

歳入全款、歳出のうち【2款】総務費(戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳入について主なものは、【10款】地方交付税では、普通交付税の算定を行ったことに伴う補正との説明を受けました。

【14款】国庫補助金では、ふるさとテレワーク推進事業に財源充当する総務省の情報通信技術利活用事業費補助金であるとの説明を受けました。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、総務管理費で、会計年度任用職員制度導入支援業務委託料は、制度の周知と対象職員の実態調査であり、次年度は例規整備等を実施予定との説明を受けました。

企画費の企画一般経費は、高度かつ公平な視点に立った住民ニーズの把握と分析を計画策定に反映させるため、第5次振興計画後期基本計画策定に係る住民意識調査業務を、専門的な知識、業務実績を持つ事業者を選定すること。

ふるさとテレワーク推進事業経費は、総務省の補助金の採択候補の決定を受けたことに伴い、テレワーク事業のより一層の推進に向け、ふるさと交流館芦田宿の2階会議室にテレワークセンターを設置する施設整備等の費用計上との説明を受け、導入するテレビ会議システムの有効活用を要望しました。

コミュニティ施設管理運営費の権現の湯事業経費は、大規模改修等工事にあわせて行う施設の耐震補強に係る設計監理及び工事請負費の増額補正が主なものとの説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、農業費で農業振興経費の経営体育成支援事業の事業内容、対象経営体等の説明、農畜産物立科ブランド確立事業経費では、新たに作製する信州蓼科牛プレミアム袋の活用方法についての説明を受けました。

【6款】商工費、【8款】消防費及び【12款】予備費を含め、全会一致で可決しました。

(5) 議案第55号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算(第2号)について

原案を全会一致で可決しました。

審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上であります。

議長(西藤 努君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件、付託案件は審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過、本委員会は、9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月12日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は、次のとおりであります。

（1）議案第46号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第3号）について  
歳出のうち、【2款】総務費のうち1項7目消費者保護推進費、【3款】民生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

【2款】総務費のうち1項7目消費者保護推進費では、特殊詐欺被害を未然に防ぐための対策として、消費者被害防止対策機器購入費補助金計上による増額補正との説明を受けました。

【3款】民生費について、1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、退任民生児童委員2名の記念品代との説明を受けました。2目障害者福祉費では、身体障害者用自動車改造費について、申請に伴う補助金の計上による増額補正との説明を受けました。4目国民年金費では、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に関する規定が、平成31年4月1日から施行されることに伴う、システム改修費用の計上による増額補正との説明を受けました。

2項児童福祉費では、保育所事業経費で他市町村への保育委託料1名分の増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費について、2項道路橋梁費では、町道の除草及び側溝清掃に係る増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費について、1項教育総務費1目事務局費では、ALT使用車両の車両保険料分補助金の増額、2項小学校費、3項中学校費では、防火扉に係る法定点検料の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第47号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

保険給付費では、出産育児諸費出産育児一時金について、今後の出産予定に伴う増額補正であるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第48号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

原案を全会一致で可決しました。

（4）議案第49号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

原案を全会一致で可決しました。

(5) 議案第50号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(6) 議案第51号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(7) 議案第52号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(8) 議案第53号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

原案を全会一致で可決しました。

(9) 議案第54号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について  
宇山バイパス改良工事に伴う配水管布設がえに係る増額補正が主なものとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

議長(西藤 努君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、榎本真弓決算特別委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番(榎本真弓君) 7番、榎本です。

決算特別委員会審査報告を申し上げます。

1、付託案件、付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

本委員会は、平成30年9月5日に付託された標記案件について、9月14日及び9月18日に委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は、次のとおりであります。

(1) 議案第57号 平成29年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度の純利益分を積み立てるものであり、未処分利益剰余金5,175万1,367円のうち、2,500万円を減債積立金に積み立て、2,500万円を建設改良積立金に、175万1,367円を利益積立金に積み立てをすとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 認定第1号 平成29年度一般会計歳入歳出決算認定について

歳入については、各款、項、目について収入の内訳や収入未済額等詳細な説明を受けました。町税、財産収入及び使用料などについて、引き続き効率的で有効な徴収体制の強化を図り、自主財源の確保になお一層の努力を求めました。

歳出については、経常的な支出を初め、実施した各事業の具体的な内容の説明を受けました。

社会資本整備総合交付金による道路整備事業がほぼ完成したこと等により、歳入歳出とも総額は前年度より減額となっていますが、各事業の成果を客観的に検証し、町の施策を効果的に推進することにより、人口減少の抑制など今後の町づくりに期待するものです。

また、町財政の健全化判断比率の一つである実質公債費比率が若干上昇したものの、健全財政が維持されており、歳入歳出とも適正に執行されていると認め、賛成多数で認定しました。

(3) 認定第2号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

国民健康保険税について、未納額徴収の連携体制により、徴収率が上がったことや、歳出について、事業実績の詳細な説明を受け、全会一致で認定しました。

(4) 認定第3号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

事業実績の説明を受け、被保険者の一人当たりの医療費について、県平均を上回っている状況であり、引き続き被保険者の医療費抑制の努力を求め、賛成多数で認定しました。

(5) 認定第4号 平成29年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
在宅医療・介護連携推進事業等の実績について説明を受けました。第1号被保険者数が徐々に増加しているものの、介護認定者数は若干減少しており、これは要支援者が総合事業対象者へ移行したものであり、介護サービスの充実を図る一方、介護予防事業の推進等により、介護給付費の増加を抑制する努力を求め、全会一致で認定しました。

(6) 認定第5号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について

貸付金償還金収入の未収金の状況について説明を受け、全会一致で認定しました。

(7) 認定第6号 平成29年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

事業内容及び使用料の未収金の状況について説明を受け、未収金の徴収努力を求め、全会一致で認定しました。

(8) 認定第7号 平成29年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

使用料の未収金等の状況について説明を受け、全会一致で認定しました。

(9) 認定第8号 平成29年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

事業内容、また分担金及び使用料の未収金の状況について説明を受け、全会一致で認定しました。

(10) 認定第9号 平成29年度立科町水道事業会計決算認定について

水道事業の収益的収入額や有収率、配水管布設がえ工事等について説明を受け、給水人口は減少傾向であるものの、有収水量は増加しており、有収率向上の施策を検討するよう求め、全会一致で認定しました。

(11) 認定第10号 平成29年度立科町索道事業特別会計決算認定について

索道事業の状況等の説明及び新たに取り組んだ企画の実績等の説明を受け、今後の経営努力を求め、全会一致で認定しました。

3、審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により、報告いたします。

**議長（西藤 努君）** これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

**4番（村田桂子君）** それでは、反対討論を行います。

まず、議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について討論をします。

この条例は、権現の湯の入場料を引き上げるための条例改正です。1回券を100円引き上げ500円に、10回券を5,000円に、50回券を1,500円引き上げ1万7,000円に、100回券を2,500円引き上げ2万8,500円に、200回を3,000円引き上げ4万5,000円にする提案です。

経常収支の黒字化、つまり大規模修繕などの施設改修費を除く運営費の黒字化を目指しての提案だということです。

平成29年度のままの入場者数を見込むと、黒字になるということで提案されました。これまで経営を改善しようと期間券から回数券に変更した経緯がありますが、残念ながら利用者の増加につなげることはできませんでした。

今回の値上げが改善に役立つのかというと、若干の疑問があります。

まず第1に、温泉利用者の8割が町外の方であることを考えると、よそより100円

安いという優位性を失ってもなお、前年と同様の入場者数が見込めるのかということです。

今回は、権現の湯のリニューアル工事にあわせて値上げを提案するということが、一、二回はリニューアル効果で増えても、優位性を失ってもなお、町外の方がリピートしてくださるかという疑問です。

回数券があるうちは、当然利用はされるでしょうが、新たな購入や更新時にはどうでしょうか。

二つ目は、料金値上げに見合うサービスの提供がないことです。

確かに大広間での椅子席や屋外での喫茶コーナーの新設などが盛り込まれましたが、早朝、夜間の入浴についての新たなサービスや、食事の改善リニューアル、送迎バスの導入など、目新しいものが提案されず、魅力アップはいま一つではないでしょうか。

三つ目は、町内外の利用者からの意見聴取が見られなかったことです。

検討委員会での検討はされたようですが、改善案を広く知らせ、利用者からの改善要望をくみ上げたのかというと、おぼつかないと言わなければなりません。

私も、権現の湯を愛している一人ですが、例えば金土日の週末は、営業時間を少し遅くまで延ばすとか、町内外の団体については、町のバスを活用して送迎するとか、リニューアルにあわせての新たなサービスが展開されれば、さらに効果はアップすると思います。

朝風呂の要望も町民から聞いています。経費はもちろん考えなければなりません、まず利用者のニーズに応えたサービスをどう展開するか。

もともと触れ合いと安らぎを目的として設置されたと同っています。運営費の黒字化は誰しも望むところですが、新たなサービス展開もない中での値上げは、その効果を上げられるのかと懸念しております。

値上げの実施の日までに、少しでも改善策が提案されることを祈って、討論とします。

次に、認定第1号 平成29年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論をいたします。

まず最初に、この間の台風や地震による被災者の皆さんに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧をお祈りしております。

さて、平成29年度は、南スーダンの自衛隊の日報隠蔽疑惑、森友加計各園の学校建設における首相夫妻の関与をめぐる問題、首相の関与を否定する発言に誘発された公文書の隠蔽改ざん疑惑など、民主主義を揺るがす事態が次々と起こり、国政への信頼を大きく揺るがす事態となりました。

辺野古への新基地建設強行、労働法改悪、TPPなど、国民の平和と暮らしを脅かす事態も深刻で、国民と安倍政権との矛盾が激しくなった1年でもありました。

そして本日、自民党総裁選の投票日ですが、正直、公平がキーワードとなるなど、



今日の国政の深刻な状況を映し出しています。国政選挙では、一度として真正面から取り上げなかった憲法9条をめぐる問題を、総裁選に掲げるこそくさも有識者から指弾されています。

国政がポスト真実、うそとごまかしの状況が続いている中で、住民に直接責任を負う町政は、国民の暮らしに真摯に向き合い、誠実に対応して、住民の信頼と期待に応える努力を一層強めていかなければと考えます。

町政について申し上げます。29年度はポプラの伐採問題で揺れました。3,200名の切らないでほしいという願いもむなしく切られ、今年の運動会は何か物足りない中で行われました。

また、固定資産事業や下水道事業では、不適切な事務が明らかとなり、その是正が行われました。不祥事は不祥事としても、それに誠実に向き合い、その全容を明らかにし、対応したことは、責任を果たしつつあると評価します。今後の再発防止策に期待するものです。

29年度はさまざまな新規事業や改善が行われました。町外保育園に通う子供の保育料の第三子以降の無料化、また18歳以下の子供と障害者等の交通災害共済掛金を町負担とする事業も新設しました。

保育士や栄養士の正規職員への登用、増員、新入学用学用品費の前倒し支給も評価します。

社会教育では、28年度から非常勤とはいえ、公民館長を置いたことで、すずらん学級などの参加者がふえました。タイムリーな企画と職員の努力によるものと考えます。

子供たちによる手書き地図づくりや、学生によるアイデアソン、道の駅新設などは町の魅力を引き出し、交流人口を増やす上で効果的な事業でした。

移住定住促進では、移住サポートセンターの設置、新築への補助で合計7件、地域おこし協力隊員も定住を決め、効果を上げました。

低所得の方たちの結婚支援で、新婚新生活支援補助金を設けられ、1件の利用がありました。

**議長（西藤 努君）** 村田議員、反対討論です。

**4番（村田桂子君）** これから言いますから。評価するところはあるんですが、反対する理由は、主として次の4点です。

まず第1に、個人番号カードについての事業が行われているということです。

国民の管理に道を開き、複雑な事務手続や管理が要求され、セキュリティの費用も増大するばかり。総務費、民生費で支出されました。カードの取得率は10%を超えたあたり、コンビニ交付はわずか88件、国の交付金が投入される誘導事業ではあります。町の持ち出し分も多く、莫大な財源を投入する割に、住民の利益にはならないと考え、反対です。

2点目は、解放同盟への特別扱いの事業です。部落解放同盟立科協議会へ60万、解

放子供会指導者に5万円余の税が投入されました。

同協議会の自主財源は16%で、補助金頼みの活動になっており、特別扱いはやめるべきと考えます。

また、解放子供会の学習塾は、対象者の減少もあるので、もっと対象を広げて、一般の子供たちに門戸を開くべきと考えます。特別扱いが差別の固定化を招きます。考え直すべきです。

三つ目は、進行する住民の貧困化、子供の貧困への手だてが足りないのではないかということです。町税の収入未済額が8,600万円となり、前年度より500万円ふえました。町の商工業者の状況も、制度融資の申込件数もほぼ半減し、設備のための融資申し込みは1件だけでした。経済状況の厳しさを伺わせます。

29年度では、高校生手当が予算化されましたが、残念ながら削除されてしまいました。福祉医療費無料化を文字通り窓口で無料にすることや、低所得者への公共料金の減免制度など、ひとり親家庭や貧困家庭などに心を寄せた施策展開がさらに求められます。

特に、子供の貧困は、16%となり、6人に1人は貧困家庭という状況です。給食費の軽減無料化や、就学援助を受けやすくする工夫が必要です。残念ながら、この点での展開は、新たな展開は見受けられませんでした。来年度に向け、さらなる施策展開を期待します。

4点目は、社会教育文化活動に対する人的配置のよさを指摘しておきます。立科町には大庭遺跡や民俗資料、保科五無齋さん、土屋隆夫さん、六川長三郎さんなど、郷土の歴史や誇りとする偉人を多く輩出しているにもかかわらず、人的配置がないために、これを積極的に啓発発信するための積極的な事業展開は見られませんでした。まさに宝の持ち腐れと考えます。町内在住の優秀な人材も、よその自治体に流出しています。

学芸員の欠損から、町内の歴史、人的資源に光を当て、町内外に広くアピールし、来町人口をふやすべき手だてが見られませんでした。

以上、反対討論とします。

なお、決算書の表記が、事業別ではなく、性質別になっており、予算との対比がわかりづらいものになっています。この方法を続けるなら、事業別にそれぞれの成果がわかるエクセル形式の書式を添付しなければ、その内容がわかりません。

また、説明の折、事業の結果を示す数値や効果の報告が少ないことを指摘します。決算は1年間の事業を振り返り、その総括とともに次年度に生かすためのものと認識しています。ぜひご改善をお願いいたします。

次に、認定第3号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をします。

収入未済額が67万円余、27人が納められませんでした。平成29年度から制度の特例

措置が見直され、軽減措置が順次なくなります。75歳以上の高齢者だけの保険は、世界でも類を見ないもので、早晚破綻が予測されます。高齢者の負担は、2年ごと上がります。年金は削られる一方、天引きされる額は増える一方では、暮らし持続可能性はありません。生きていかれるよう、町独自の対策が見られませんでした。

以上、反対討論といたします。

**議長（西藤 努君）** ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

3番、今井 清君、登壇の上、願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

**3番（今井 清君）** 3番、今井 清です。

平成30年第3回立科町議会定例会に上程されました議案に対して、賛成の立場で討論を行います。

議案第43号 立科町公共施設等整備基金条例制定につきましては、今後老朽化が懸念される公共施設の建てかえ等に資する基金であり、必要不可欠であるため、賛成するものです。

議案第44号 立科町電動車両用急速充電器管理条例制定につきましては、道の駅女神の里たてしなに新設された電気自動車用急速充電器の使用並びに管理に関する条例制定であるため、疑義なく賛成するものです。

議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、今回、リニューアルする権現の湯の入館料金を改正することに伴うもので、3億円を超える巨額の町費を投じて大規模改修工事を行うことから、今後の収支の改善を図るための料金改定であり、周辺温泉施設との料金を考慮して決定した金額であるため、適正と判断し賛成するものです。

議案第46号 平成30年一般会計補正予算（第3号）につきましては、基金条例制定にあわせ、公共施設等整備基金へ積立金1億円、ふるさとテレワーク推進事業に伴うテレワークセンター整備工事に2,100万円は、地域振興に寄するための事業でございます。

また、ふるさと交流館駐車場にあるブロック塀の撤去及びフェンス設置工事163万円は、地震災害に備え、緊急を要する工事であり、賛成するものです。

議案第55号 立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、公用車の更新に伴う固定資産の購入費であり、事業推進に必要と認め、賛成します。

以上、私の賛成討論といたします。

**議長（西藤 努君）** ほかに賛成討論はありますか。

6番、村松浩喜君、登壇の上、願います。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 6番。

私は、今定例会に上程された議案第43号から第56号まで及び認定第1号から第10号までについて賛成の立場で討論いたします。

議案第43号は、公共施設等の整備等に要する経費の財源に充てる、基金に関する条例の制定、議案第44号は、道の駅女神の里たてしなに設置する電動車両用急速充電器の使用及び管理に関する条例の制定、議案第45号は、ことし12月にリニューアルオープンを予定する権現の湯の使用料を改める条例改正です。

いずれも合理的かつ適正な内容であると思います。

議案第46号から第55号までは、今年度の一般会計、特別会計、企業会計の補正予算でした。一般会計には、消費者被害を防止するための電話機等を設置した方への補助金が計上されました。年度途中から始める新規事業であります。被害を未然に防ぐため、なるべく早い対策が求められます。

以上、これら全ての補正予算は適正なものであると認めます。

議案第56号は、平成29年度の水道事業会計未処分利益剰余金を3種類に分けて積み立てるもので、堅実な資金の運用だと思います。

認定第1号から第10号までは、平成29年度の各会計決算です。行政効果や財源の確保及び予算執行は適正であると認めました。

これで私の賛成討論を終わります。

議長（西藤 努君） ほかに賛成討論はありませんか。

4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） それでは、申し上げます。

認定第2号 国保、第3号——国保、介護、下水道、水道会計事業の認定については賛成ですが、一言申し上げます。認定5号、7号、8号は、討論を省略し、賛成します。

国保事業会計では、高い収納率を上げていますが、収入未済額も2,000万円を超えております。払えない人もふえ、短期証発行は合計で18世帯56名、窓口で全額支払う資格証発行は6世帯6人にも及んでいます。国保事業は黒字であり、29年度も2,000万円、基金に積み立て、年度末基金残高は1億5,000万円弱あります。子供の均等割の減額など、一層払える保険料改定を求めます。

また、応能応益の割合が5対5に向けて進んでいますが、所得基盤の弱い住民の加入する国保事業は、応能割の割合が多くなければ、所得に応じた保険料とはなりません。

ん。県との共同事業化は進みますが、町独自でもきちっと方針を持って進めるべきと考えます。

介護保険では、地域が受け皿となる総合事業が始まりました。29年度では、明らかなサービス低下は見られなかったとのことですが、事業所は利益が減少し、経営が大変と聞きます。研修費など支援を強化すべきではないでしょうか。

下水道事業、水道事業でも、決算は黒字、5,000万円を超える純利益となっています。（発言の声あり）住民の貧困と格差の広がりが推測されることから……

**議長（西藤 努君）** 村田議員、賛成討論です。

**4番（村田桂子君）** そうですよ。（（賛成討論じゃない）の声あり）意見を付して賛成するんです。低所得者に対する使用料の減額措置を求めます。

水道の利益剰余金積立金は2億円……（（意見を付しての賛成なんかだめだろう）の声あり）あるんですよ、そういうこと。あるんです。あるんです。意見を付して賛成ということがあるんです、本当に。認めてください。水道の利益積立金は約2億円、上下水道整備基金残高は6億円を超え、白樺高原下水道事業会計も4億円あります。

今年度の設備老朽化に対応するために減額措置は考えていないと言いますが、何のための公営企業かということです。命の水の使用についても、福祉的対応は当然です。町の事業ですから、町長判断で可能だと考え、水道事業の一層の改善を求め、賛成討論といたします。

**議長（西藤 努君）** ほかに賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

なしと認めます。これで賛成討論を終わります。

これから、日程第1 議案第43号 立科町公共施設等整備基金条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号 立科町公共施設等整備基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第44号 立科町電動車両用急速充電器管理条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 立科町電動車両用急速充電器管理条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第4 議案第46号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第3号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第47号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第7 議案第49号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3案を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第49号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第50号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第12 議案第54号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの5案を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第12 議案第54号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの5案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13 議案第55号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第56号 平成29年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 平成29年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 認定第1号 平成29年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、認定第1号 平成29年度立科町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第16 認定第2号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号 平成29年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第17 認定第3号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

遠山事務局長、確認してください。

着座してください。

起立多数です。したがって、認定第3号 平成29年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第18 認定第4号 平成29年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号 平成29年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

日程第19 認定第5号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第24 認定第10号 平成29年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの6件を一括採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号 平成29年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号 平成29年度立科町索道事業特別会計決算認定についてまでの6件は、認定することに決定しました。

◎日程第25 同意第4号

**議長（西藤 努君）** 日程第25 同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** 同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求める件の提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条2項の規定により、町長が議会の同意を得て任命することとなっておりますので、同意をお願いするものであります。

このほど教育委員である堀美智子氏が9月30日をもって任期満了になりますが、引き続き教育委員としてお願いをするものであります。

堀氏は、昭和27年生まれ、立科町日向にお住まいで、養護教諭として39年間勤務を



され、この間、平成14年度から20年度まで立科中学校にも勤務をされておりました。平成28年から教育委員を務めていただいておりますが、養護教員として長年培われてきた経験と専門的な見地からご指導いただくことができ、教育委員としても適任と考えております。

引き続き活躍願いたいと思いますので、よろしくご審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

**議長（西藤 努君）** これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認してください。

着席してください。

全員起立です。したがって、同意第4号 立科町教育委員選任について同意を求めた件については、同意することに決定しました。

#### ◎日程第26 議案第58号

**議長（西藤 努君）** 日程第26 議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** 議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についての提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業の不適切な事務処理について、平成29年12月に不適切な事務処理により、委託業務の契約を締結し、かつ予算額を超えた契約額であることが判明いたしました。

町では、この不適切な事務処理の原因等の調査も実施してまいりましたが、加えて利害関係のない弁護士、行政書士、行政職員経験者及び監査委員で構成される第三者委員会により、不適切な事務処理の検証、再発防止策などの検討が必要と考え、平成30年2月26日に第三者委員会を設置し、延べ19回にわたり開催された委員会の中で、事実の調査及び認定、評価及び原因の分析、再発防止策などの提言を取りまとめている

ただきました。

町民の皆様や関係機関の皆様にも多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことに、改めておわびを申し上げるとともに、町政を預かる者としての責任を深く受けとめ、町長、副町長の給与を減額する条例を提案いたします。

第三者委員会の報告書を重く受けとめ、理事者、職員、そして組織が一丸となり、再発防止に向けて町民の皆様の信頼を取り戻せるよう努力を重ねていくことが大切なことだと考えております。この報告書の重要性を認識し、業務改善を推進する組織をどのようにつくり上げていくか、組織改革に真正面から取り組んでいく所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について、立科町長等の給料の減額に関する条例を別紙のとおり制定する。平成30年9月20日提出、立科町長米村匡人。

立科町長等の給料の減額に関する条例の内容につきましては、平成30年10月から12月までの3カ月間、町長及び副町長の給料月額について、100分の10を減額するための条例制定でございます。

附則としまして、この条例は平成30年10月1日から施行し、12月31日限りで効力を失います。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**議長（西藤 努君）** ここで暫時休憩とします。

これより第1委員会室において全員協議会を開催します。議員、理事者はお集りください。再開は3時です。

（午後2時38分 休憩）

（午後3時00分 再開）

**議長（西藤 努君）** それでは、休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで暫時休憩をとります。再開時間につきましては、時間は追って連絡を入れるという形にします。

（午後3時01分 休憩）

（午後4時58分 再開）

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで榎本議員より発言を求められております。自席で願います。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

先ほど決算特別委員会の審査報告を申し上げました。その際、付託案件に対し誤謬訂正をお願いいたします。

議案第56号と発言するところを、こちらの報告書にも誤りがありまして、議案第57号となっております。これを誤謬訂正願います。議案57号となっているところを、議案56号に訂正をお願いいたします。

議長（西藤 努君） ここで会議時間を延長したいと思います。

議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について、審議が終了するまで時間延長いたします。

お諮ります。これで延会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案終了するまで延会といたします。

ここで暫時休憩します。

全員協議会を行いますので、第1委員会室へお集りください。理事者、議員、お願いいたします。

（午後5時00分 休憩）

（午後5時56分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

先ほど、延会という表現をいたしました。会議時間の延長でございましたので、発言を訂正いたします。

それでは、これから質疑を行います。（発言の声あり）それは発言しています。休憩前に戻り議事を再開しますと発言しています。それで訂正しております。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 先ほど、町長、副町長の減額ということで提案されましたけれど、この問題については、今までかつてない前代未聞の不祥事ということで大変重く受けとめております。第三者委員会からの報告もあったわけですが、それを受けての町の業務改善についてはいつごろまでに、またどのように行うのかまでお聞きしたいと思います。

それから、2つ目は町長、副町長だけの減額条例の提案なんです。第三者委員会の指摘にもありましたけれど、総務課長や建設課長やそのほかの担当職員など多くの方が関連があって、さまざまな問題があって今回の不祥事が起きたという指摘がありました。そういう関係する職員への処分はどのようになっているのでしょうか。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

第三者委員会の報告を受けて、その内容については議員の皆さんもご承知のとおりだというふうに思っております。

また、町民の皆様にもホームページ、またいろいろな情報公開コーナーを使って紙媒体でもこの報告書についてご覧をいただけるように手配をさせていただいております。

その報告書を受けて、今回の事案につきましていろいろな部分でご指摘をいただいております。そういうことの中で、まず職員については監督不適正について、総務課長については1割の減額1カ月、また建設課長については1割の減額を2カ月、また上下水道係長については1割の減額を3カ月、また担当職員についても1割の減額を3カ月といたしております。

また、この報告を受けて、今後、提案理由の説明にも申し上げたとおり理事者、職員、そして組織が一丸となって再発防止に向けて取り組んでいかなければ町民の皆様の信頼を取り戻すことはできないというふうに考えています。

また、それに対して報告書の重要性を認識をした上で業務改善を推進する組織をどのように作り上げていくのか、また、組織改革に真正面から取り組んでいく所存であります。そういう中で、その組織をどうやってつくっていくのか、また対応については、この職員の処分、また私たち理事者の責任というものをしっかりとした上で、また町民の皆様にお知らせをしていきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） ちょっと理解ができなかったところがあったんですけど、業務改善を推進する組織を新しく立ち上げるということでしょうか。

それから、一丸となって信頼を取り戻すよう頑張るという決意を承りましたけれど、めどとしてはいつごろまでをめどに町としての対応策はこうするんだというものが発表されるのでしょうか。そこについてお聞かせください。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 業務改善を行う組織を立ち上げていくつもりではございます。ただこれを今どういうふうな形の中で行っていくかということをしかりと職員、または幹部職員とも協議をしていく中で、一日も早く立ち上げていくつもりであることを申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 最後の質問になりました。そうすると、これから業務改善を推進する組織はつくるといふことなただけれど、まだめどとしてはいつごろまでに改善策を示す

ということが言えない状況にあるということですか。確認なんです。お願いします。

それともう一つ、処分の今回の提案では1割の減給を3カ月ということになっておりますけれど、この3カ月にした理由というのは何でしょうか。

そしてまた、先ほど関係する職員のそれぞれの減給を公表されましたけれども、それを妥当と思える根拠というか、そこをお知らせください。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） 組織についてはしっかり取り組んでいく。いつというようなことではなくて、随時報告をさせていただきたいというふうに考えております。

また、この減額についての月数ということですが、適正の中でしっかりと考えた中で決めさせていただきました。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

本案は、大変裏に今までの系列も大変長いものですので、単純な条例改正だけで事が済むものではないと考えております。発端から考えるともう1年近く、この12月で1年になりますが、それだけの長い期間かかっております。

まず、この事が起きたときに、町長として原因者とどう向き合って、原因者とどう話し合いをされたのか。また、その原因者の思いをどう受けとめたのか、そのあたりのところを伺います。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） この事案が発覚をしたことの報告を受けてから担当課長、また副町長も含めてですけれども対応させていただきました。その中で町としてもこの不適切な事務処理の原因等の調査も実施をしてみました。しかし、それだけではやはり解決できない問題がある。また、やはり皆様にもお諮りをして予算をお認めをいただいたときに、しっかりと第三者委員会を立ち上げた中で原因究明をして対策を練りたいという中で議案を認めていただいた経過の中で、この第三者委員会、これは長いというふうに思われているかもしれませんが、しっかりとそういう中で第三者委員会の委員の皆様にご議論をいただきながら、長くなりましたけれどもしっかりとした報告書をいただいたというふうに私は感じております。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 答弁が質問に沿っていないと思います。町長ご自身がどう原因者と話をされたのかということ、私は質問を単純にしました。第三者委員会はそのに対する原因とまた今後の対策になるんでしょうが、任命権者として町長は立科町職員の最高責任者ですが、その最高責任者として本人とどう向き合ったのかということ、私は質

問しました。

それから、質問が3回に限られますので、2つ目をあわせてやらせていただきます。

今回の公印を使ったということは、私自身が調べた中では、やはり公文書偽造罪及び刑法に沿う165条にかかってきますけれども、その場合、立科町としてなぜその原因者に対して罰則として訴えなかったのか。起訴をしなかったかということを伺いたいです。2点、答弁願います。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

職員とどう向き合ったかというのは、やはり最初に担当課長、また担当係長、また副町長という中で、調査また協議をして報告を受けながらしっかりと対応させていただきながら、私も原因者と話をする機会もそういう話の中でさせていただいたというふうに思っています。なぜこういうふうな事務処理をしてしまったのかということについて話を聞いた覚えがあります。また詳しいことについては、担当課長から詳しくどういうふうな話をしたのかということはお聞きいただければと思っております。

また、もう1点のところですが、刑法の問題ですが、それについては町がお願いをしている弁護士とも相談をした結果、そういうふうに至らなかったというふうに私は考えております。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 7番、榎本真弓君。

**7番（榎本真弓君）** 最高責任者として、町長ご自身が判断をしたという答弁はどこにもありませんでした。全てが弁護士に委託、または担当課に委託ということで、町長ご自身がご自分のやはり反省、またその監督責任をどうとるかというところが何も答弁がないことに大変残念に思います。

今回のこれは、先ほど156条と申し上げた、またさらに刑法165条の条文に、条文を読まさせていただきますが、「行使の目的で公務所——公務所というのは公舎内のことだと思います。公務所または公務員の印書または署名を偽造した者は3カ月以上5年以下の懲役に処する」、2番目に「公務所もしくは公務員の印書、もしくは署名を不正に使用し、または偽造した公務所、もしくは公務員の印書もしくは署名を使用した者も前項と同様とする」この続きに、「公印不正使用罪」というのがあります。公務所、公務員の本物の印章や署名を不正に使用するとこの条文が成立する罪となります。

この罪に関して、町長自身がやはり余りにも安易な考えをされているように、私は答弁から見受けられました。さらに、その公印不正使用罪、これは時効ですが5年という時効があります。ですので、まだまだ本当に立科町として公印を扱われたということであれば、起訴する時間は十分にありますが、その点はどうお考えでしょうか。

**議長（西藤 努君）** 米村町長。

**町長（米村匡人君）** お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、私の責任についてはしっかりと私は職員を任命をしている中で各課長、また係長、また副町長も理事者もそうですけど、その中でしっかりと信頼がおける職員の中で対応していることに対して、私も信頼を置いておるわけがあります。ただ、こういうふうな事案が発生したことに対して非常に遺憾に思い、また自分の責任も感じてあるわけですけれども、そのことが私の責任の回避をしているということには当たらないと私も考えております。

また、この公印の不正使用という形の中で、今、議員のほうからも数多くお話をいただきました。そのことは十分、弁護士とも話をした中でこういうふうに私のほうで決めさせていただきながら進めさせていただいたとご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、両角正芳君。

**5番（両角正芳君）** 5番、両角です。

ただいまの同僚議員のほうからる質問がありましたけれども、今回のこの不適切な処理に対する町長、副町長の減額が条例にもありましたけれども、その前に全員協議会の中でも、私、申し上げたかと思いますが、少なからずとも昨年12月に発覚した問題が今日まで来た、これは確かに第三者委員会を立ち上げたといえればそれまでですけれども、少なからずとも職員の中、それぞれの課、担当課あるいは職員全体の中でのろんな当然これに対する話し合い、それからみんなの申し合わせ、いろんなことが当然行われてきてしかるべきであるというふうに思いますが、これらの問題についてのが第三者委員会を置いて庁舎内の中での関係についてはどのような経緯で今日まで来ているのでしょうか。

**議長（西藤 努君）** 長坂総務課長。

**総務課長（長坂徳三君）** それではお答えをいたします。

職員につきましては、20代、30代、40代、50代、年代ごとにそれぞれグループワークしております。そのワークにつきましては、原因、また何がいけなかったのか、そういうことについて課題を検討して、今後どういうふうにやっていけばいいかというようなことをそれぞれの年代で検討しております。

その中で出てきたものの考えとしましては、若い年代とちょっと私どものような年代とではちょっと考え方が違うというようなことがわかりましたので、その辺のところの溝を埋めていくということも重要なことかなというふうに考えております。

大きな問題になりました公印の使用につきましては、即刻改めまして現在のところでは全て目を通していているという、こういう対応をしております。

以上です。

議長（西藤 努君） 5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 今、総務課長のほうから経過ありましたけれども、一番は今回の実際の当事者が第三者委員会の報告の中にもありましたけれども、少なからずともその知識が到達していなかったということは未熟であったということの報告かと思えますけれども、当然そうした今までそういった部分の専門的な部分にかかわっていなかった職員に契約まで全ての部分について担当させたということについては、これは人事面では理事者としてどのように思われますか、ご答弁ください。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。

今、両角議員からもお話をいただきました。ただ、この職員は職員に採用してから17年という年月がついております。その中で私はやはりその職員がどういうふうな形の中で今まで職員として公務を果たしていたのかという総合評価の中で、皆さんの評価とはちょっと違うのかもしれませんが、私は職員として採用した以上、やっぱり一般事務職としての採用をされているわけですから、その能力はやはり発揮してもらわなければいけない。その中でなれていなかった場合にはやはりその職員、周りの職員と協力をしていながら、そういうふうな職務を遂行することができるというふうに、私は全ての職員においてそういうふうと考えております。

ただ、問題だったのはそういう中でこういうふうな不適切な事務処理が起きてしまったことに対しては非常に遺憾に思っているし、またそういうことがなぜ起こってしまったかということ振り返りながら、今後そういうことがないようにコミュニケーションを深めていながら、またそういう職員の研修のあり方とかということをしつかりと考えながら今後対応していくことをこれは幹部の中でもしっかりと申し合わせの中で進めていくことが確認をできております。

ですので、私はこの職員が不適切な人事異動の中で行われたというふうに思われているのとは、少し私の考え方は違うということは申し添えておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 6番。

このたびの給料の減額、この期間が町長と副町長で同じ期間の3カ月であります。ということは、この件に関しての責任は、町長と副町長は同じ重さであるというふうにも捉えられかねないと思うんですが、その辺についてのお考えを町長にお尋ねをいたします。

議長（西藤 努君） 米村町長。

町長（米村匡人君） お答えをさせていただきます。



今ご質問のことですけれども、何ら問題はない適切な処理の中でこの条例改正をお願いしているわけでございます。

以上です。

**議長（西藤 努君）** ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定については、総務経済常任委員会に付託し、審査を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定については、総務経済常任委員会に付託されました。

直ちに、委員会を開催し、結果を報告願います。

ここで暫時休憩といたします。再開は、追って連絡いたします。

（午後6時17分 休憩）

（午後7時37分 再開）

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についての付託審査の結果を報告願います。

森本総務経済常任委員長、登壇の上、願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。

それでは、総務経済常任委員会に付託された案件について審査報告をいたします。

付託案件1、議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について。

2、審査経過。本委員会は9月20日に付託された上記案件を審査するため、9月20日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

1、議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について、本案の原因となった事件に対して、期限を定めた上、早急に業務改善のための組織をつくり、具体的改善策を示すことの見解を付して原案を賛成多数で可決しました。

審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

**議長（西藤 努君）** ただいまの委員長報告の質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

5番、両角正芳君。

5番（両角正芳君） 5番、両角。

ただいまの委員長のほうから報告がございましたが、総務経済常任委員会の中で原案に賛成多数ということは、反対意見があったということですが、その反対意見はどんな内容だったのでしょうか。

8番（森本信明君） 反対意見は聞いておりません。

議長（西藤 努君） ほかに。

7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 委員長にお尋ねします。こちらの報告に早急に業務改善のための組織をつくり、具体的改善策を示すことの見解を付してとありますが、委員会ではその意見に対しての期日等は期限を定めた上となっているだけのことであって、いついつの回答はないようですが、それについてどのように委員会としては受けとめられたのか質問をいたします。

8番（森本信明君） それらの期限の問題については、今回のこの議案に対してもかなり質問が出て、それから質疑の中でも期限をいつにするんだと、こういうことがありました。また、委員会の中でも期限について大きな問題ということで提起がされましたが、実質的には町長の答弁の中では早急にということのみの回答であり、期限付きについての回答は受けておりません。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、最初に反対者の討論を許可します。反対討論はありませんか。

6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 6番。

私は、今定例会に上程された議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定についてに対し、反対の立場で討論いたします。

この条例案では、給料を1割減額する期間が町長と副町長で同じ3カ月間となっています。私は、町政の執行に当たり、その責任は町長のほうが副町長より重いと考えます。この議案を提出した理由は、下水道事業の不適切な事務処理の責任をとりたいたからだということですが、それならば、給料の減額期間は町長のほうをより長くするべきです。よって、本議案には反対いたします。

これで、私の反対討論を終わります。

議長（西藤 努君） ほかに反対討論はありませんか。

4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 村田です。

私も、議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について、反対討論をします。

これを決めるには大変苦しみました。減額10%、3カ月という処分が妥当かどうか。調査や議論をする時間的余裕が余りにもないというのも一つの大きな原因です。

そもそも今回の上程に当たっては、上程されるということは、けさ、ここに来るまでわかりませんでした。こうしたことも本当に議会軽視にもなるのではないかということも指摘しておきたいと思います。

2つ目は、この町長等の処分条例の問題は、私は改善案とやはりセットで示されるべきではないかと考えるわけであります。委員会も傍聴いたしました。改善案が示されるのはいつまでを期限とするかや業務改善の推進する組織をつくるというのがいつまでにつくるのかという質問に対して、できるだけ早く、また改善案についても随時報告という大変曖昧な答弁でした。かつて固定資産税の不祥事があったときに、これを改革する組織をつくるといったまま、その後、音沙汰なしです。そのことを考えるときに、やはり今までなかったような前代未聞の不祥事であればあるほど、これはやっぱりいつまでにそういうものをつくり、まとまった形で改善をするんだという、できなくてもその目標を定めて努力する決意が示されるべきだと考えるからであります。

この大きく2つの理由で、今回は私は出されるのが時期尚早ではなかったかと。もう少し庁内議論を尽くし、こういうふうには町長の公印については既に総務課長が必ず目を通してということにまで改善されているようですが、それだけではなく研修やメールやそれから課内でのコミュニケーションの問題とかさまざま第三者委員会が指摘したことについて、やはり具体的に町としてどうするかという対応策を示すというのをちゃんと期限を切って出されるべきだと考えます。

私たち議員も十分この3カ月というのが妥当かどうかというところの判断もつかなくて、本当に苦しいわけですがけれども、こういう私たちの苦しい気持ちも受けとめていただいて、私は本当に真剣に考えていただきたいと思って、あえて今回は反対をいたします。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに反対討論はありますか。

7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 7番、榎本です。

議長（西藤 努君） 登壇の上、願います。

〈7番 榎本 真弓君 登壇〉

7番（榎本真弓君） 本日、提案をされました議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定について、反対の立場で討論をいたします。

余りにも本日の条例改正が出てくるのに大変時間を要しております。この条例改正

の事の発端を思い起こしていただきたい。そもそもこの条例改正が行わなければならない背景には、本来正当な事務手続で成立したものではない契約書が行われた、代決権者でない職員が行った協定書があり、その後の契約をそのまま何も問題がなかったのごとく進める町の自体に私は大変疑問があると考えています。

私はこの補正予算が上がったとき、この2月の臨時議会で反対討論をいたしました。しかし、そのとき第三者委員会を立ち上げるという町の姿勢を聞き、期待もいたしました。そして、本日、町長の条例改正の議案が提出をされました。約半年の間、ただただ第三者委員会の中でもまられただけであって、その間、町は何をやっていたのでしょうか。第三者委員会の提案に関しましては、これから将来について、町がどうあるべきかということが数々提案をされています。しかしながら、反省するところはもう十分わかっていた。ならば、この事件がわかったときに、もう既にその対応をとるのが本来ではないでしょうか。

例えて申すなら、適切ではないかもしれませんが、スピード違反で捕まった、そのときまず謝罪をし、厳罰に処せられます。そのあと、どう改善をしていくか、研修を受け、また自分が起きないということに対して対応をしていく。

しかしながら、立科町が行った処分は、やっとな第三者委員会の答えをもってして、ここに出てきています。その間、何カ月でしょうか。

私も議員も、先ほど同僚議員が申したように、大変この問題に苦慮しております。しかしながら、私がきちんと申し上げたいことは、まず原因者がきちんと心から反省をすることが第一です。今回の契約書は、公文書偽造となると私は思っております。しかし、それを任命権者である町長が怒らなくて、ただただそのまま進めていることに疑問を持っております。原因者がなぜその罪を犯したのか。そのときどのような気持ちだったのか。そして、この期間、現在はどう思っているのか。今後、どうしていきたいのか。そういったことを本来なら本人が反省文をもって町長に提出するのが筋ではないでしょうか。町長自身もご自分の判こが使われたことに対して怒りを持って、まずは謝罪をする場を職員に与えるべきだと私は思います。それをせずに、まさしくだらだらと今日まで引っ張っていること自体、立科町の行政の倫理観、コンプライアンス、非常に緩んでいると思います。今回のような事件は決してこの先あってはいけない。いけないからこそ、厳しい処分を町長みずから科すべきであります。本日の条例の中には、減給は10%の3カ月となっておりますが、これが立科町の今までの既存の最高額のように説明を受けました。しかし、法の中では10%の6カ月もあると聞きました。であるなら自分に科せられたその反省を最高額にするのが、私は妥当だと考えております。

職員に対しても、本日説明がありました。職員の処分は内部で行うものと聞きました。であるなら、今ここで行うのではなく、もっと早く謝るといふ、その場を与えてあげた、それが本来の任命権者としての思いやりではないでしょうか。だらだらと時

を過ごす、これ自体は非常に残酷なことであります。

大変長くなりましたが、議員各位におかれましては、立科町の将来のかかる判断になります。どうぞ賢明な判断をお願いいたしまして、これで反対討論とします。

**議長（西藤 努君）** ほかに反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論を認めます。賛成討論はありますか。

3番、今井 清君。登壇の上、願います。

〈3番 今井 清君 登壇〉

**3番（今井 清君）** 私は、今回、立科町長等の給料の減額に関する条例について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この事件については、昨年12月に発生してからもう1年近く、もう10カ月経つような状況でございます。当然、こういう処分については、私は内容が発覚した時点で出すべきだと常々思っているんですが、第三者委員会が開催してその結果を待つてということの話の中で、ここまで延びてしまったということでございます。

ただ、この処分について町民の皆さんはいつ処分が下されるのかということをお聞きしています。これについては速やかな処分をするべきだということが一番だと私は考えております。

先ほど改善策等についても伺いましたが、その中で第三者委員会の報告も聞いた中で業務改善の組織を立ち上げるという前向きな方向が見えております。職員、公印の使用については正してすぐ直したということもお伺いしていますので、今後、メールの対策ですとか、それからスケジュール管理等についても前向きに取り組む姿勢を見えましたので賛成したいと思います。

以上、賛成討論といたします。

**議長（西藤 努君）** ほかに賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案について採決をします。

お諮りします。本案は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決です。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

遠山事務局長、確認願います。

着席してください。

賛成多数です。したがって、議案第58号 立科町長等の給料の減額に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発委第5号

議長（西藤 努君） 日程第27 発委第5号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

平成30年第3回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

（午後8時04分 閉会）